

平成29年12月7日
危機管理室

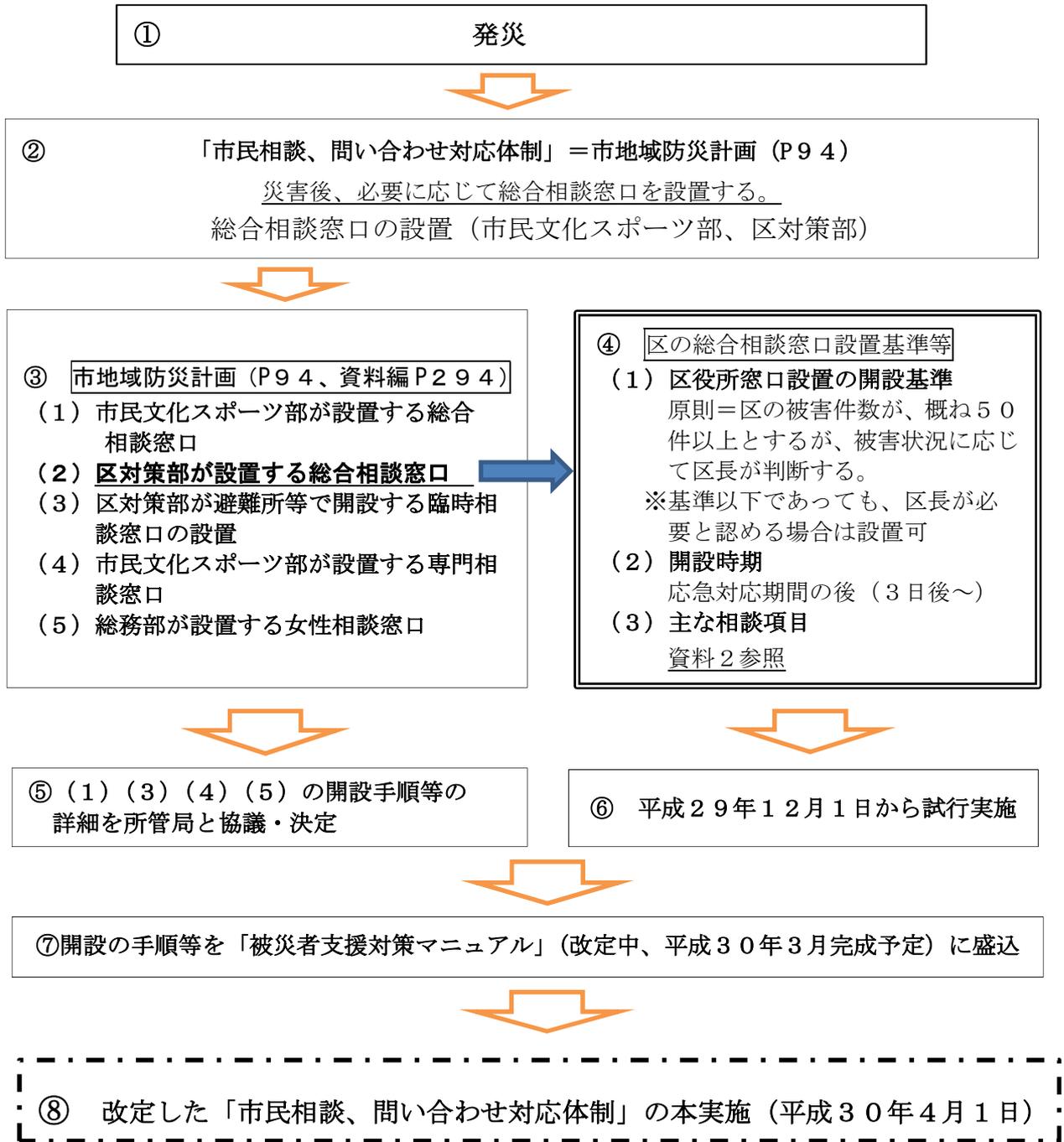
所管事務調査

「災害対応力の充実強化について」

- 被災後の区の「総合相談窓口」の設置について

・・・ 資料1、資料2

被災後の区の「総合相談窓口」の設置について



主な相談項目について

相談項目		担当部局	担当課
1	家屋被害などの相談 罹災証明書の交付、災害発生地等への消毒実施	区役所	総務企画課
2	福祉サービスの減免に関すること		保健福祉課
3	災害弔慰金、見舞金などに関すること		コミュニティ支援課
4	道路被害（公共性のあるもの）		まちづくり整備課
5	その他（災害復旧に関することなど）		総務企画課 （建設局・産経局）
6	一般廃棄物処理手数料減免制に関すること	環境局	業務課
7	市税の減免及び納税相談に関すること	財政局	東部・西部市税事務所ほか
8	宅地防災工事資金融資制度、人工崖に関する相談	建築都市局	宅地指導課
9	空き家に関する被災の相談	建築都市局	空き家対策推進室
10	市営住宅（市公社賃貸住宅を含む）の一時使用	建築都市局	住宅管理課・住宅計画課 （北九州市住宅供給公社）
11	生活福祉資金の貸付制度に関すること	危機管理室	市社会福祉協議会
12	法律相談	危機管理室	福岡県弁護士会 （北九州部会）

注：区の被害の状況により、相談項目を決定するものとします。